

5分で読める

ちょっと役に立つ

『失業手当の計算』

失業手当(基本手当)はいくらになるか
計算の仕方を覚えておこう

平成25年 5月

失業手当(基本手当)の計算の仕方



失業すると受給できる基本手当(失業手当)はいくら受給できるか計算の仕方を教えてください。



失業手当の計算の仕方は以下の手順になります。

- ① **賃金日額** = 退職前6ヶ月の給与総額 ÷ 180 (6ヶ月 × 30日) を算出します。
- ② **基本手当日額** = 賃金日額 × 45~80% (年齢や賃金日額によって異なる) を算出します。
- ③ **基本手当の総額** = 基本手当日額 × 所定給付日数。
- ④ **毎月の基本手当額** = 基本手当日額 × 28日分。この金額が振込まれます。

賃金日額とは？



賃金日額の計算の仕方を教えてください。



賃金日額は、原則として退職前6ヶ月の給与(賞与などは含まれない)の合計を180で割った金額です。ただし、賃金日額には上限および下限があります。以下の表の金額が賃金日額の上限、下限額です。

●賃金日額の上限額と下限額	
年 齢	賃金日額の上限額
29歳以下	12,880円
30歳以上44歳	14,310円
45歳以上59歳	15,740円
60歳以上64歳	15,020円
65歳以上	12,880円
年 齢	賃金日額の下限額
全年齢	2,320円

事例：退職前6ヶ月の給与が1,980,000円。離職した年齢が50歳。
 この場合の賃金日額=1,980,000円÷180=11,000円。50歳の上限額は15,740円なので11,000円が賃金日額になります。

基本手当日額とは？



基本手当日額の計算の仕方を教えてください。



基本手当日額は、賃金日額に以下の表の給付率を乗じて計算します。ただし、基本手当日額にも上限および下限があります。給付率表と上限、下限額は次頁の下の表です。

賃金日額	給付率	基本手当日額
離職時の年齢が29歳以下		
2,320円以上4,640円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上11,740円以下	80%～50%	3,712円～5,870円(※1)
11,740円超12,880円以下	50%	5,870円～6,440円
12,880円(上限額)超	—	6,440円(上限額)
離職時の年齢が30～44歳		
2,320円以上4,640円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上11,740円以下	80%～50%	3,712円～5,870円(※1)
11,740円超14,310円以下	50%	5,870円～7,155円
14,310円(上限額)超	—	7,155円(上限額)
離職時の年齢が45～59歳		
2,320円以上4,640円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上11,740円以下	80%～50%	3,712円～5,870円(※1)
11,740円超15,740円以下	50%	5,870円～7,870円
15,740円(上限額)超	—	7,870円(上限額)

離職時の年齢が60～64 歳		
2,320円以上4,640円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上10,570円以下	80%～45%	3,712円～4,756円(※2)
10,570円超15,020円以下	45%	4,756円～6,759円
15,020円(上限額)超	—	6,759円(上限額)
離職時の年齢が65 歳以上		
2,320円以上4,640円未満	80%	1,856円～3,711円
4,640円以上11,740円以下	80%～50%	3,712円～5,870円(※1)
11,740円超12,880円以下	50%	5,870円～6,440円
12,880円(上限額)超	—	6,440円(上限額)
※1 基本手当日額 $=(-3 \times \text{賃金日額} \times \text{賃金日額} + 70,720 \times \text{賃金日額}) \div 71,000$ ※2 基本手当日額 $=(-7 \times \text{賃金日額} \times \text{賃金日額} + 127,360 \times \text{賃金日額}) \div 118,600$ あるいは 基本手当日額 = $0.05 \times \text{賃金日額} + 4,228$ のいずれか少ない金額		

●基本(失業)手当の上限額と下限額	
年 齢	基本(失業)手当上限額
29歳以下	6,440円
30歳以上44歳	7,155円
45歳以上59歳	7,870円
60歳以上64歳	6,759円
65歳以上	6,440円
年 齢	基本(失業)手当の下限額
全年齢	1,856円

事例：離職した年齢が50歳。賃金日額が11,000円です。

$(-3 \times 11,000 \text{円} \times 11,000 \text{円} + 70,720 \times 11,000 \text{円}) \div 71,000 = 5,844 \text{円}$ 。
 基本手当の上限額は50歳では7,870円なので5,844円になります。

基本手当(失業手当)の総額



基本手当の総額の計算の仕方を教えてください。



基本手当日額×所定給付日数です。所定給付日数は以下の表です。所定給付日数は自分の都合で会社を退社した場合と倒産など会社都合で辞めた場合とでは所定給付日数は異なります。

●所定給付日数

退職理由	年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
自己都合	65歳未満	90日	90日	90日	120日	150日
会社都合	30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
	30歳以上 35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
	35歳以上 45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
	45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
	60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日
	65歳以上	30日	50日	50日	50日	50日
就職困難者	45歳未満	150日	300日	300日	300日	300日
	45歳以上 65歳未満	150日	360日	360日	360日	360日

基本手当の所定給付日数（基本手当の支給を受け
ることができる日数）は90日～360日です。

所定給付日数は退職したときの年齢と雇用保険の
被保険者であった期間と離職の理由によって異なり
ます。

例えば、自分の都合で退職した場合は自己都合、
倒産・解雇などにより退職した場合は会社都合に該
当します。会社都合の方が、自己都合より給付日数
は多くなります。また、障害があつて就職が困難者
の場合も給付日数は多くなります。

基本手当の受給期間は原則として離職した日の翌
日から1年間です。この期間内に所定給付日数を限
度として受給します。だから、退職してから手続が
遅れると、所定給付日数分の基本手当をもらうこ
とができません。自己都合の人は退職して3ヶ月の給
付制限があるので要注意です。

**事例：会社都合で辞めました。被保険者期間が10年以上20年未満
でした。基本手当 $5,844円 \times 270日 = 1,577,880円$ 。**

**実際は4週間ごとに振り込まれますので、 $5,844円 \times 4週間 \times 7
日 = 163,632円$ になります。**

